

## 第7章 施策の方針

### 第1節 施策の体系

計画の基本理念、将来像、基本方針を受けて、本市における緑の保全、創出、育成を推進する施策の体系を示します。施策は、以下に示す5つの基本方針に基づいて取り組んでいきます。

基本方針	施策の方針	施策
基本方針1 まちなかの緑を創出します	① 公園の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園の適正配置</li> <li>住民主体の公園づくり</li> <li>生物多様性に配慮した公園の管理</li> <li>避難場所公園の防災機能の充実</li> <li>緩衝緑地の保全と適切な維持管理</li> </ul>
	② 公共公益施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の緑化</li> <li>再生資源の活用</li> </ul>
	③ 民有地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地の緑化推進</li> <li>工業地の緑化推進</li> <li>商業地の緑化推進</li> </ul>
基本方針2 緑と水のネットワークを形成します	① 緑の連続性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地のネットワーク化</li> <li>魅力ある公園のネットワーク化</li> </ul>
	② 水辺空間の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸、河川空間の保全</li> <li>海岸、河川等の多自然化、親水化</li> <li>ため池の保全と活用</li> </ul>
	③ 道路の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹の整備、沿道の緑化</li> <li>道路残地等の緑化</li> </ul>
基本方針3 都市や地域の緑を守り育てます	① 骨格となる緑の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の保全と活用</li> </ul>
	② 身近な緑の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹林地の保全</li> <li>保存樹木の指定及び保全</li> <li>優良農地の保全</li> <li>ピオトープの整備</li> <li>開発事業等における緑地の確保</li> <li>遊休農地、市街地内農地の活用</li> </ul>
基本方針4 市民協働による緑のまちづくりを進めます	① 協働による緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>商店街活性化と併せた緑化推進</li> <li>地区計画等の活用</li> </ul>
	② 市民緑化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民参加による緑づくり</li> <li>緑化活動団体の育成</li> <li>助成制度の充実</li> </ul>
基本方針5 緑の普及・啓発活動を推進します	① 緑の普及・啓発の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化イベントの開催</li> <li>樹名板の設置</li> <li>環境意識の高揚</li> <li>市民への顕彰</li> </ul>
	② 緑のまちづくりを充実するための調査検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の実態調査、意識調査の実施</li> <li>緑の還元に関する検討</li> </ul>

## 1. まちなかの緑を創出するための施策

## 1) 公園の充実

## (1) 都市公園の適正配置

都市公園、緑地の適正な配置に努めます。また、長期未着手の都市公園については、公園の配置状況をはじめ、環境、レクリエーション、景観、防災機能など多角的な視点から、公園の必要性や整備の実現性等を考慮しながら見直しを行います。

## ■街区公園

- ・街区公園は、最も身近な公園であり、日常のレクリエーションの場や災害時の一時的な避難広場等として、0.25ha（おおむね 250m 以内の範囲）を標準に配置します。

## ■近隣公園

- ・近隣公園は、地域コミュニティの核となるものであり、小学校区を単位として、既存近隣公園、地区公園との配置バランスに留意して、2ha（おおむね 500m 以内の範囲）を標準に配置します。

## ■地区公園

- ・地区公園は既に5箇所整備し、充足していることから新たな配置は行わず、既存公園の利用促進に努めます。

## ■総合公園

- ・総合公園は既に3箇所整備しています。二番堤公園については、必要性や実現性を踏まえて、未供用区域の見直しを検討します。

## ■運動公園

- ・運動公園は1箇所都市計画決定していますが未供用となっており、既存の運動施設の配置バランスに留意し、その必要性、実現性を踏まえて、見直しを検討します。

## ■広域公園

- ・市内・市外の広範なレクリエーション利用に対応する江汐公園は、子供からお年寄りまでが安心・快適に過ごせるような施設整備に努め、豊かな自然を活かした憩いの場として利用される公園づくりを進めます。

## ■特殊公園

- ・風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等の特殊公園では、他の施策によって保全を行うものとして、新たな配置は行いません。

## ■都市緑地

- ・市街地に残る既存樹林地は、市民の協力を得て新たに都市緑地等に指定するなど、その保全に努めます。



江汐公園



浜河内緑地

## (2) 住民主体の公園づくり

- 既存の公園・緑地などについては、より多くの人々に利用され愛着が持てるよう、利用者のニーズに対応した利用方法や維持管理方法を検討し、住民主体による公園づくりを進めます。

## (3) 生物多様性に配慮した公園の管理

- 都市公園については、生物多様性（「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」）の3つの段階の生態系の豊かさやバランスが保たれている状態の保全に配慮した草刈管理や樹木等の植栽、管理について検討します。



竜王山のヒメボタル



物見山公園

## (4) 避難場所公園の防災機能の充実

- 避難場所に指定されている公園では、防災公園としての機能を充実するため、周辺の状況や公園規模などを考慮して、かまどベンチ、マンホールトイレ、防災井戸、ソーラー照明などの設置に努めます。

## (5) 緩衝緑地の保全と適切な維持管理

- 工業地帯から市街地を遮断して、ひとに優しい生活空間を守っている緩衝緑地の保全とともに、まちの拠点的な緑地として、適切な維持管理に努めます。

## 2) 公共公益施設の緑化

### (1) 施設の緑化

- 学校などの公共施設の建築物においては、屋上緑化や壁面緑化等(緑のカーテンなど)を推進します。
- 学校をはじめ、教育施設においては、教育や学習等にも寄与する空間づくりに努めます。
- 公営住宅においては、緑を活用した豊かな生活空間づくりに努めます。
- ゴミ処理施設や下水処理施設などの緑化を推進します。



山陽小野田市民館

### (2) 再生資源の活用

- 公園緑地等の剪定した樹木や雑草等による堆肥づくりなどを推進します。

### 3) 民有地の緑化

#### (1) 住宅地の緑化推進

- 住宅地については、地区計画、建築協定、緑地協定などを活用しながら、敷地内及び沿道の緑化、構造やデザインの統一などにより、ゆとりと潤いのある住宅地景観の形成を目指します。
- 戸建住宅や集合住宅などの特性や接道状況を踏まえながら、緑化の手法を誘導していきます。
- 地区計画による緑地の配置を定めた企業団地においては、周辺環境と調和のとれた良好な地域環境を守りながら、地域固有の特性を踏まえて配置の見直しを行います。



住宅地の緑化



住宅地の緑化

#### (2) 工業地の緑化推進

- 産業公害及び都市防災の観点から、事業所内及び周辺の緑化を推進し、良好な工業地形成を目指します。
- 地区計画による緑地の配置を定めた企業団地においては、周辺環境と調和のとれた良好な地域環境を守りながら、地域固有の特性を踏まえて配置の見直しを行います。



工業地の緑化



工業地の緑化

### (3) 商業地の緑化推進

- 中心市街地などの密集した商業地では、街中スポットとして木の植栽や苗木や花苗フラワーポットの配布と設置などを奨励し、地区景観を特徴づける潤いと華やいた雰囲気をもった商店街の形成に向けて、緑の演出の取組を働きかけます。
- 大型店舗等の周辺においては、潤いのある緑の街並みを形成するため、敷地内や駐車場緑化の取組を働きかけるとともに、地域や事業者が協働して進める緑化を支援します。



商業地の緑化写真

## 2. 緑と水のネットワーク形成のための施策

### 1) 緑の連続性の確保

#### (1) 市街地のネットワーク化

- ・分散する市街地を緑や水辺でつなぐ都市構造として創出するため、緑のネットワークの形成とともに、河川や海岸の連続性を活かした水辺のネットワークの形成を図ります。

#### (2) 魅力ある公園のネットワーク化

- ・「厚狭の寝太郎物語」をテーマに5つの公園が連続する厚狭川河畔寝太郎公園のように、地域固有のテーマやストーリー性を持たせた回遊ネットワークの整備を検討します。

### 2) 水辺空間の充実

#### (1) 海岸、河川空間の保全

- ・多様な生物の生息・生育の場や、生物の移動する回廊でもある河川空間については、生態多様性を保全するため、良質な水質の確保のために樹林地等の保全に努め、海の生態の保存や水辺の樹林地等の一体的な保全に努めます。

#### (2) 海岸、河川等の多自然化、親水化

- ・海岸、河川、水路の改修に当たっては、多様な生物の生息・生育空間を確保するため、植生護岸整備など自然との調和に配慮した工法の導入とともに、市民の環境学習の場として活用します。
- ・良好な自然のなかで海岸、河川の景観や動植物を楽しむことができるよう、河川管理用道路などを利用しながら散策路を整備するなど、住民が親しみを持てる水辺空間を形成します。

#### (3) ため池の保全と活用

- ・野生生物にとっては貴重な生息の場であるため池は、市街地周辺部の谷に多数分布しており、周辺樹林地と一体的に保全します。



厚狭川

### 3) 道路の緑化

#### (1) 街路樹の整備、沿道の緑化

- 街路樹は、市街地内で最も人の目に触れる重要な緑であり、その維持・管理に努めます。
- 道路沿いの未利用地や歩道の一部を活かしたポケットパークや広場の設置等により街中を歩く人々が憩える空間の創出を図ります。

#### (2) 道路残地等の緑化

- 道路改良等で生じた残地や、景観の変化点となる交差点や橋詰などでは、地域の維持管理の協力を得ながら、まちのアクセントとなる緑化や高齢者等が休息できる空間の整備に努めます。



市内の街路樹



ポケットパーク

### 3. 都市や地域の緑を守り育てるための施策

#### 1) 骨格となる緑の保全と活用

##### (1) 森林の保全と活用

- 都市の緑の骨格を形成し、市街地の背景となっている豊かな樹林地については、今後も維持・保全に努めます。
- 森林については、市民の森林レクリエーションの場として、その保全と活用に努めます。
- 市域北側に広がる山林については、保安林、地域森林計画対象民有林などの法規制の指定・運用による保全に努めるとともに、自然体験や学習の場としての活用を図ります。
- 市街地に隣接する丘陵地の緑については、緑地保全地域や風致地区などにより、市民が身近に触れ合うことのできる緑として保全・活用を図ります。  
ただし、現行の風致地区において、都市的土地利用の進行や上位計画等の位置づけと不整合が生じている区域等については、総合的に検証し、指定区域等の見直しを検討します。
- 市域外においても、美祢市秋芳町嘉万（かま）に取得している「水源涵養（かんよう）林」の環境保全に努めます。



市域北側の山林



風致地区（菩提寺山地区）



風致地区（本山地区）

## 2) 身近な緑の保全と活用

### (1) 樹林地の保全

- 街並みの背景となり良好な景観要素となっている樹林地については一定の景観を将来に渡り維持できるよう、景観条例等の活用を検討し、その保全に努めます。
- 市のシンボルとなっている江汐公園と竜王山公園及び周辺の樹林地は、地域の自然に対する愛着心を育むため、その良好な自然環境を今後も保全していきます。
- 市指定文化財に指定している天然記念物である、ハマセンダン、糸根の松原の保全に努めます。
- 工場周辺の緩衝緑地、幹線道路沿道の街路樹など、大気浄化作用を持つ緑地の整備に努めます。

### (2) 保存樹木の指定及び保全

- 巨樹・巨木は、地域のシンボルやランドマークとなる緑であり、その保全を図るとともに、必要に応じて、保存樹木等の指定を検討します。
- 保存樹木などは、樹木医による診断制度を検討するとともに、衰弱、枯死などの恐れがある場合はその保全に努めます。

### (3) 優良農地の保全

- 郊外部における無秩序な市街地拡大を抑制するため、優良農地の適正な保全に努めるとともに、地域の特性や住民意向等も踏まえながら、用途地域の指定のない区域にも、都市計画に基づく土地利用規制の導入を検討します。



ハマセンダン



広大な農地

(4) ビオトープの整備

- 環境学習を促進するため、学校や公共施設の敷地、市街地内の遊休地等を活用し、ビオトープの整備を促進します。

(5) 開発事業等における緑地の確保

- 宅地開発や太陽光発電の遊休地活用等については、周辺環境との調和に配慮し緑地の確保を誘導します。

(6) 遊休農地、市街地内農地の活用

- 遊休農地はコスモス畑、水仙畑、菜の花畑などとして活用を推奨するとともに、市街地内農地を身近な緑地として活用されるよう推進します。



系根の松原



ビオトープ



遊休農地活用事例（七日町 コスモス畑）

#### 4. 市民協働による緑のまちづくりを進めるための対策

##### 1) 協働による緑化の推進

###### (1) 商店街活性化と併せた緑化推進

- 商店街活性化への取組の中で、地域の人々と行政とが力を合わせてまちの緑化を進め、潤いのあるまちづくりを進めます。
- 市民の憩いの場や地区景観を特徴づける潤いと華やいだ雰囲気をもつ商店街らしい通りを創出するため、フラワーポットの設置などによる緑化を働きかけていきます。

###### (2) 地区計画等の活用

- 緑豊かな住環境の育成と保全、創出を図るため、地区計画、緑地協定、建築協定等の活用を促進します。



緑化の推進（まちなかの花壇）



緑化の推進（まちなかの花壇）

## 2) 市民緑化活動の促進

### (1) 市民参加による緑づくり

- 緑化意識の高揚を図るとともに、市民・企業・行政が一体となって、都市に潤いをもたらす緑化を推進します。
- 河川等の環境美化活動を地域住民やボランティア団体等と協力しながら進めます。
- 荒廃の進む森林・里山環境の保全を地域住民やボランティア団体等と協力しながら進めます。
- 市が管理する道路、水路、公園、緑地などの公共施設を、市民と協働で管理するアダプトプログラム「きれいにするっちゃ山陽小野田」への市民参加を促進します。
- 子供たちの力を結集し、緑への興味を育てるとともに、将来の緑の担い手を育てるため活動を支援します。



きれいにするっちゃ山陽小野田

### (2) 緑化活動団体の育成

- 緑化活動推進の母体となる組織・団体の育成を進めます。

### (3) 助成制度の充実

- 地域住民が主体となる緑のまちづくりを支援するため、各種助成制度の検討を進めます。
- 水と緑のまちづくりを自主的に実践する団体に対しては、助成や技術的支援に努めます。
- 公園管理運営や緑化活動へのボランティア参加を推進するとともに、活動情報の提供やボランティア相互の交流などを支援します。

## 5. 緑の普及・啓発活動を推進するための対策

### 1) 緑の普及・啓発の取組

#### (1) 緑化イベントの開催

- 小学生やその保護者を対象に、自然を体験しながら、環境保全についての学習を推進するとともに、市民に対して環境保全意識の醸成に努めます。
- 市民が緑に親しみ、緑を考える機会としてこれまで行われている花壇コンクールや緑のカーテン事業などに加え、江汐公園の椿まつりや、つつじ祭り、竜王山公園及び若山公園のさくら祭り等の継続的開催を支援、市民の参加を促進するとともに、市民の緑に対する意識の醸成と啓発を図ります。



江汐公園椿まつり



竜王山さくら祭

#### (2) 樹名板の設置

- 市内の身近な樹木に樹名板を設置し、環境学習等に役立てるとともに、日頃から樹木に親しめる環境づくりに努めます。

#### (3) 環境意識の高揚

- 持続可能な循環型社会の実現には、市民一人ひとりの自覚が必要であるため、緑への取組を通して環境意識の高揚に努めます。
- 子供たちの緑を大切にする心を育むため、小中学校における緑教育のプログラム・教材の作成等への協力、緑の専門家の派遣など、学校教育における環境教育の充実に努めます。



小野田中学校

- 緑の効用や緑に囲まれた暮らしの豊かさなどを啓発するため、市民のニーズに応じて、庭木の手入れやガーデニング等の講習会や教室の開催に努めます。
- 市民の緑とのふれあいを促進するため、苗木やフラワーポット、花の種の配布を推進していきます。

#### (4) 市民への顕彰

- 優れた緑化活動や、モデルとなるような民有地の緑化を行った個人、団体に対して、その功績などをたたえ、市民に周知します。

## 2) 緑のまちづくりを充実するための調査検討

### (1) 緑の実態調査、意識調査の実施

- 山陽小野田における今後の緑化推進に役立てていくため、一定の期間ごとに、緑づくりの基礎資料となる緑の実態調査を進めていきます。
- 緑に対する市民のニーズや市民の満足度などを反映した緑化施策を展開していくため、今後も一定の期間ごとに緑に関する意識調査を行います。

### (2) 緑の還元に関する検討

- 資源循環型社会の実現をめざし、緑資源のリサイクルなど、その還元方法のあり方について検討を進めます。



焼野海岸

■ 施策の方針図

